

学校給食物資納入業者の指定登録について

下関市の学校給食で食材として使用する物資の入札及び納入並びに契約締結等については、納入業者の指定登録が必要となります。登録申請の詳細につきましては、下関市学校給食協会にお尋ねください。**(なお、教育支所管内の学校分につきましては、各教育支所又は学校給食共同調理場にお尋ねください。菊川管内は下関市学校給食協会にお尋ねください。)**

○添付書類

- ①市税の滞納なし証明
- ② 食品衛生監視票（関係業者のみ）を必ず添付してください。
※食品衛生監視票は所管保健所のもの：要事前検査
- ③下関保健所での食品衛生監視票が必要な方は令和7年11月28日までに、下関保健所に申請をお願いします。

○納入希望物資（例）

冷凍食品（魚介・野菜・果物・肉魚ミックス調理品・レトルト・デザート類） ・ ハム
・ ソーセージ ・ 練製品 ・ 乳製品 ・ 調味料（砂糖・味噌・醤油） ・ 食用油 ・ 乾物
・ 缶詰 ・ レトルト（常温） ・ 佃煮 ・ 塩蔵漬物 ・ 牛乳添加物 ・ パン添加物 ・
豆腐類 ・ 蒟蒻 ・ 麺類 ・ 食肉類 ・ 野菜類 ・ もやし類 ・ 果物 ・ 鶏卵 等

- ・ 令和8年度分登録申請書交付期間：令和7年11月4日(火)～11月14日(金)
- ・ 令和8年度分登録申請書受付期間：令和8年 1月7日(水)～ 1月15日(木)
(本庁管内)

※ 期限を厳守してください。期限後の交付・受付はいたしません。

学校給食物資納入業者の指定登録は、これまでの実績や指定基準等に基づいて、承認・決定されます。決定の通知は2月上旬ごろとなります。登録申請書の提出が、そのまま指定登録とはならないことを申し添えます。

また、登録は発注を保証するものではありませんので、ご留意のほどお願い申し上げます。

○お問い合わせ先（本庁管内・菊川管内）

下関市学校給食協会（下関市向山町14-1 TEL 232-6883）

○お問い合わせ先（教育支所管内）

豊田町：豊田町学校給食共同調理場（下関市豊田町矢田320-1 TEL 766-0076）

豊浦町：豊浦町学校給食共同調理場（下関市豊浦町大字川棚3630-1 TEL 774-3390）

豊北町：滝部学校給食共同調理場（下関市豊北町大字滝部1244-36 TEL 782-0066）